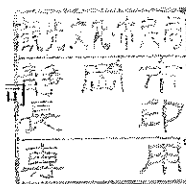


静岡市告示第 432 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による金石沢土地改良事業共同施行についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

静岡市長 難波 喬 司



清水区中河内字金石へ編入する区域

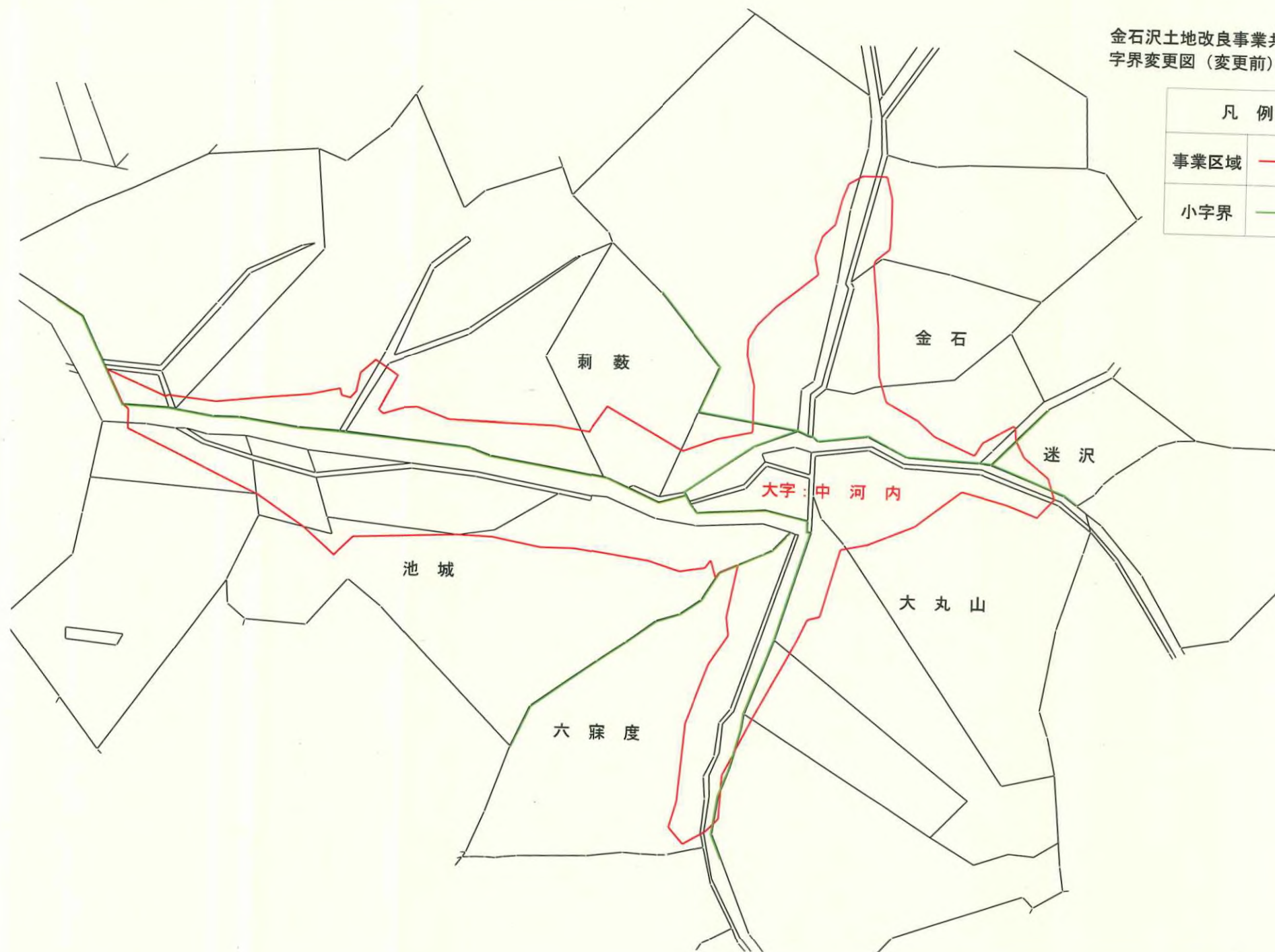
清水区中河内字六麻度 4572 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字大丸山 4573 の 2、4574 の 2、4575 の 2、4575 の 3、4580 の 2、4581 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字荊薮 4582 の 2、4583 の 2、4584 の 2、4585 の 2、4588 の 3、4588 の 4 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字池城 4610 の 4、4610 の 5、4611 の 2、4611 の 3、4612 の 2 から 4612 の 4 まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字迷沢 4548 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、令和 8 年 4 月 30 日現在の登記簿による。

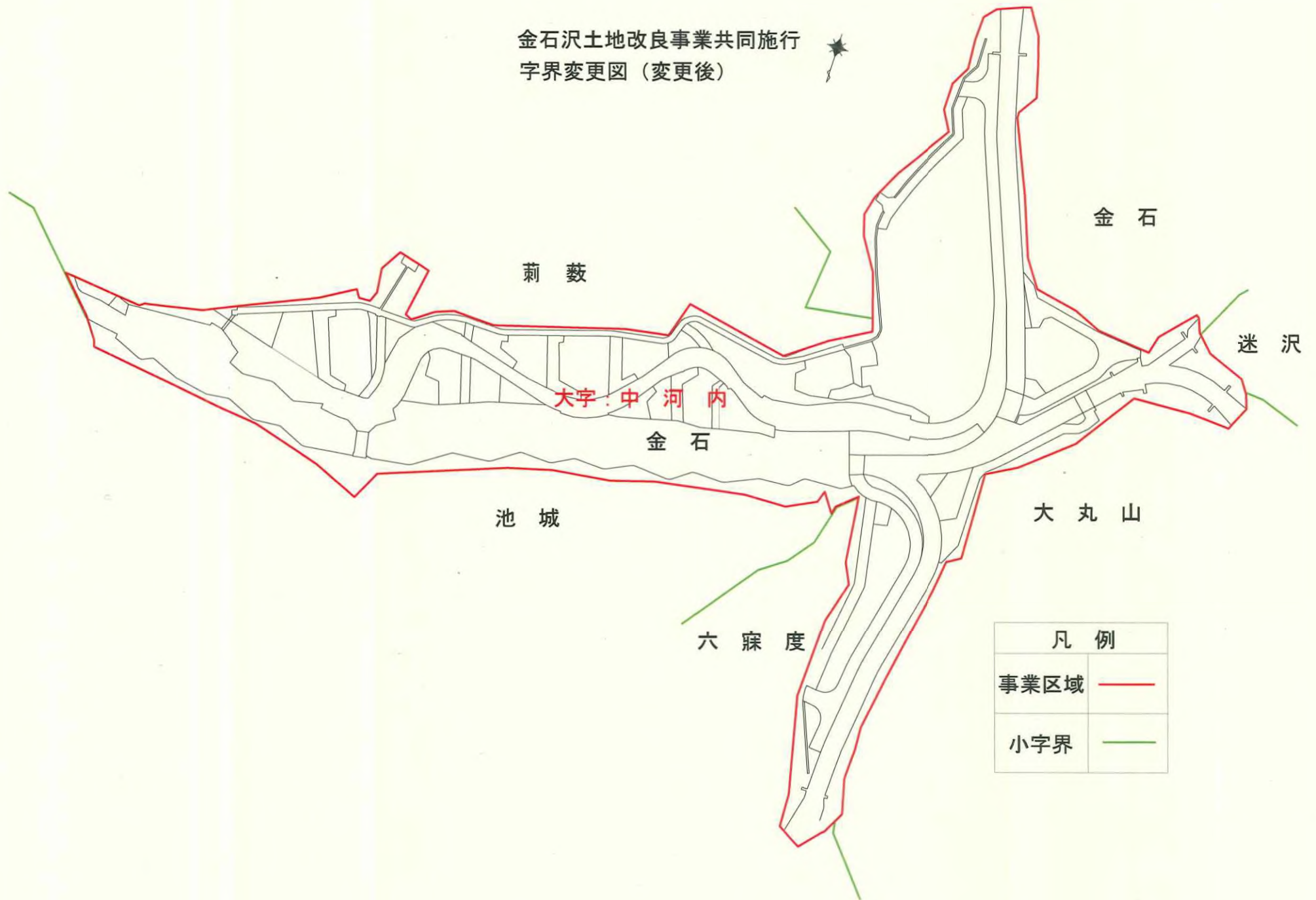
金石沢土地改良事業共同施行
字界変更図（変更前）



凡 例	
事業区域	—
小字界	—



金石沢土地改良事業共同施行
字界変更図（変更後）



凡 例	
事業区域	—
小字界	—